

平成22年度
市町村職員の給与・勤務条件等の状況

平成22年12月

高知県総務部市町村振興課

担当：行政担当 寺村
野村
電話：088-823-9313

目 次

はじめに	．．．	P 1
I 給与の状況	．．．	P 2
1 人件費の状況	．．．	P 2
2 職員数の推移	．．．	P 4
3 給与水準について	．．．	P 4
4 給料表について	．．．	P 8
5 昇格、昇給基準等について	．．．	P 10
6 初任給の状況	．．．	P 12
7 技能労務職給料表について	．．．	P 12
8 諸手当について	．．．	P 15
II 勤務時間・休暇等の状況	．．．	P 21
1 勤務時間・休暇等について	．．．	P 21
(参考) 一部事務組合の職員数の状況	．．．	P 25

はじめに

◇地方公務員の給与決定等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与の決定にあたっては、地方公務員法（以下「地公法」という。）などにその基本となる原則が規定されており、大別して「給与決定に関する原則」と「地方公務員制度全般に通ずる原則」とがあります。

※「給与」とは……

基本給である給料とは別に通勤手当や時間外手当など各種手当を含めたものを「給与」と呼んでおり、給与月額は給料月額より高くなる。

(1) 給与決定に関する原則

ア **給与条例主義**（地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第6項、第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと支給されることとなります。

イ **職務給の原則**（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように責任が重くなるほど、給与が高くなります。

ウ **均衡の原則**（地公法第24条第3項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告がベースとなって定められています。

(2) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア **平等取扱いの原則**（地公法第13条）

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、昇給や昇格など給与を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ **情勢適応の原則**（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、人事院勧告及び人事委員会勧告がベースとなって改正などを行うことです。

このような原則を踏まえたうえで、市町村においては条例・規則に基づいた給与決定を行うことが必要です。

◇基準日について

この資料は、「平成22年地方公務員給与実態調査」及び「勤務条件等に関する調査」の結果をもとに作成しています。基準日は、特に表記していない限りは、平成22年4月1日現在となっています。

I 給与の状況

1 人件費の状況

(1) 人件費の総額

平成21年度の市町村の人件費は、約691億円となっており、平成20年度より県全体で0.2%の増となっています。

増加している主な要因としては、退職不補充や給与カットなどの各団体の行政改革努力により職員給が18億92百万円の減（▲4.1%）となったものの、団塊の世代の定年退職等による退職金が11億87百万円の増（+13.4%）、地方公務員共済組合等負担金が負担率の変更に伴い7億60百万円の増（+8.6%）となったためです。

(2) 決算額に占める人件費の割合

歳出決算額（普通会計）に占める人件費の割合は、県内市町村全体で16.7%となっており、市・町村とも全国市町村平均17.5%（平成21年度決算見込額）よりもやや低くなっています。

また、町村においては人件費比率の高い団体と低い団体との格差が顕著になっています。

（最高 … 21.5%、最低 … 8.6%）

給与水準が高い市町村や職員数が多い市町村では、人件費の占める割合が相対的に高くなる傾向にあります。この格差は、ごみ処理や特別養護老人ホームの運営、消防などを一部事務組合に任せているところと、自らの市町村で行っているところでは職員数が大きく異なりますし、人件費には退職手当が含まれていますので、退職する職員数によっても変動しますことから、単純に構成比だけでは比較できない面もあります。

※「一部事務組合」とは……

ごみ処理や特別養護老人ホームの運営など、市町村が行うべき特定の業務を複数の市町村が共同で処理することにより、事務処理の効率化等を図るため設置される地方公共団体の組合です。

(3) 人件費の財政上の課題

人件費は、歳出全体に占める割合が大きく、しかも義務的な経費です。地方税収入や普通交付税などの経常的に収入される一般財源のうち人件費に充当される一般財源は24.2%を占めています。歳出規模の抑制や公共事業をはじめとする様々な事業の見直しが必要とされているなかで、人件費についても、給与水準や制度の運用のあり方など内容の詳細な分析を行い、積極的に公表するなど、住民の皆さんの理解と納得のもとで適正に運用されることが求められています。

人件費の状況(平成21年度市町村普通会計決算額)

(単位:千円、%)

	人件費						歳出に占める 構成比	経常収支比率 (人件費)
				うち職員給				
	21年度	増減額	増減率	21年度	増減額	増減率		
高知市	22,880,922	▲ 489,185	▲ 2.1	15,024,533	▲ 932,755	▲ 5.8	15.8	21.3
室戸市	2,328,073	58,779	2.6	1,278,728	▲ 143,806	▲ 10.1	19.6	28.5
安芸市	2,031,343	▲ 86,019	▲ 4.1	1,374,147	▲ 51,966	▲ 3.6	17.6	25.6
南国市	3,719,497	49,241	1.3	2,400,883	▲ 63,270	▲ 2.6	18.2	27.5
土佐市	2,645,960	171,120	6.9	1,667,560	▲ 31,598	▲ 1.9	19.6	30.6
須崎市	2,228,549	155,270	7.5	1,405,810	▲ 10,579	▲ 0.7	16.8	25.4
宿毛市	2,229,712	▲ 102,034	▲ 4.4	1,425,738	▲ 54,337	▲ 3.7	19.3	27.4
土佐清水市	2,444,138	226,505	10.2	1,450,567	▲ 72,720	▲ 4.8	23.6	28.2
四万十市	4,062,785	302,664	8.0	2,518,389	3,864	0.2	17.8	27.7
香南市	3,421,476	▲ 55,850	▲ 1.6	2,211,305	▲ 119,290	▲ 5.1	18.0	27.4
香美市	3,071,962	▲ 36,896	▲ 1.2	2,014,562	▲ 83,764	▲ 4.0	19.1	29.3
東洋町	450,382	38,380	9.3	270,747	15,739	6.2	17.4	25.5
奈半利町	460,481	14,097	3.2	280,373	92	0.0	15.5	21.3
田野町	319,588	2,836	0.9	176,305	▲ 3,949	▲ 2.2	13.3	17.6
安田町	424,023	▲ 3,937	▲ 0.9	253,691	▲ 7,294	▲ 2.8	15.0	22.9
北川村	303,167	▲ 20,694	▲ 6.4	171,928	▲ 5,348	▲ 3.0	11.4	24.0
馬路村	319,709	▲ 18,927	▲ 5.6	185,642	▲ 24,992	▲ 11.9	14.7	23.7
芸西村	459,103	26,515	6.1	262,229	3,269	1.3	17.4	23.6
本山町	626,826	14,784	2.4	366,234	▲ 16,002	▲ 4.2	16.5	24.6
大豊町	744,732	41,219	5.9	466,477	17,223	3.8	16.5	22.5
土佐町	695,312	10,890	1.6	424,314	▲ 1,213	▲ 0.3	16.1	26.1
大川村	192,838	10,173	5.6	90,602	3,415	3.9	12.3	30.8
いの町	2,071,450	▲ 21,815	▲ 1.0	1,383,073	▲ 58,239	▲ 4.0	16.1	22.8
仁淀川町	1,121,256	▲ 7,609	▲ 0.7	721,471	▲ 27,960	▲ 3.7	14.0	22.4
中土佐町	1,138,750	▲ 73,951	▲ 6.1	713,599	▲ 68,068	▲ 8.7	16.6	27.3
佐川町	888,296	15,574	1.8	568,312	1,732	0.3	12.5	19.9
越知町	784,827	13,107	1.7	496,911	▲ 12,974	▲ 2.5	16.7	25.5
禰原町	501,750	▲ 13,265	▲ 2.6	274,134	▲ 15,158	▲ 5.2	8.6	13.2
日高村	531,440	▲ 17,266	▲ 3.1	326,117	▲ 28,943	▲ 8.2	15.1	23.3
津野町	732,711	▲ 27,229	▲ 3.6	465,188	▲ 20,054	▲ 4.1	10.1	18.4
四万十町	2,323,034	▲ 10,043	▲ 0.4	1,456,434	▲ 52,624	▲ 3.5	14.7	23.9
大月町	889,662	▲ 28,419	▲ 3.1	562,660	▲ 17,619	▲ 3.0	21.5	27.2
三原村	363,300	26,946	8.0	200,168	722	0.4	17.4	27.6
黒潮町	1,700,758	1,069	0.1	1,127,116	▲ 13,155	▲ 1.2	19.7	29.2
市計	51,064,417	193,595	0.4	32,772,222	▲ 1,560,221	▲ 4.5	17.3	24.5
町村計	18,043,395	▲ 27,565	▲ 0.2	11,243,725	▲ 331,400	▲ 2.9	15.1	23.3
市町村計	69,107,812	166,030	0.2	44,015,947	▲ 1,891,621	▲ 4.1	16.7	24.2

※経常収支比率(人件費)とは、経常的経費である人件費に充当される一般財源の額が、経常的に収入される一般財源の合計額に占める割合です。

2 職員数の推移

市町村の職員数（教育長は除く。）は、9,445人となっており、昨年度と比べて158人減少しています。主に退職不補充による定員の削減を行うなど、総じて減少傾向にあります。

また、複数の市町村が共同して事務処理を行うために設けた一部事務組合などが38組合（広域連合含む）あり、職員数は1,856人と昨年度と比べて12人増加しています。この増加の主な原因は、高知県高知市病院企業団が看護師等を新たに採用したことによるものです。

この一部事務組合は、市町村の本来業務を別の組織に任せている訳ですから、実質的な市町村の職員の総数は、両方を足した11,301人となります。

（「一部事務組合の職員数の状況」は、25ページに参考として掲載しています。）

3 給与水準について

市町村における適正な給与水準は、国・県の給与水準、その市町村の組織の規模や財政状況及び民間の賃金等を考慮して、適正であるかどうかを判断して決定するものですが、少なくとも住民の理解が得られるものでなければなりません。

給料月額、各種手当及び給与水準などについては、毎年、住民に分かりやすい形で公表するなど、各市町村において積極的な情報公開により住民の方々の理解を得るための取組が求められています。

(1) 職員の平均給料

一般行政職の平均年齢は42.7歳となっており、昨年と比べ若干低く（▲0.1歳）なっています。また、平均給料月額は320,963円となっており、昨年と比べ低く（▲4,961円）なっています。

市町村の職員の年齢構成や職種の違いなどにより、単純な比較は出来ませんが、傾向としては、市部が高く、町村部が低い傾向にあります。

【表（P5）の見方】

○「全職種」とは……

一般行政職、看護・保健職、消防職、企業職、技能労務職、高校教育職、小中（幼稚園）教育職、臨時職など全ての職種です。

○「一般職」とは……

全職種から教育職を除いた職種です。

○「臨時職員」とは……

地公法では、臨時職員は最大12月までしか雇用できないこととされていますが、この資料では、この12月を超えて雇用している職員の数を示しています。

職員数及び平均給料の状況

(H22. 4. 1現在)

市町村	総職員数			職員区分別				全職種合計 平均給料	一般職計 平均給料	一般行政職			
	平成	平成	増減	一般職員	うち技能 労務職員	教育 公務員	臨時 職員			円	円	円	歳
	22年	21年											
高知市	2,773	2,854	△ 81	2,689	402	84	0	320,400	318,800	327,200	43.3		
室戸市	252	255	△ 3	252	7	0	0	301,700	301,700	299,600	40.8		
安芸市	277	280	△ 3	277	30	0	0	306,300	306,300	301,900	40.8		
南国市	429	431	△ 2	417	41	12	0	330,600	329,600	323,700	42.3		
土佐市	523	525	△ 2	523	53	0	0	298,600	298,600	309,800	40.5		
須崎市	269	274	△ 5	269	26	0	0	341,500	341,500	336,500	43.9		
宿毛市	312	318	△ 6	312	44	0	0	317,300	317,300	317,800	41.8		
土佐清水市	312	314	△ 2	312	45	0	0	315,400	315,400	322,200	43.1		
四万十市	600	605	△ 5	579	59	0	21	336,300	335,000	326,200	42.4		
香南市	426	431	△ 5	405	17	21	0	324,400	325,000	344,200	44.0		
香美市	413	419	△ 6	413	18	0	0	304,200	304,200	309,200	41.6		
市計	6,586	6,706	△ 120	6,448	742	117	21	319,194	318,274	323,655	42.7		
東洋町	56	55	1	56	4	0	0	316,700	316,700	308,700	42.8		
奈半利町	58	56	2	54	6	4	0	318,500	318,900	328,300	44.7		
田野町	41	41	0	35	0	6	0	260,900	262,500	245,100	33.8		
安田町	51	55	△ 4	51	4	0	0	296,900	296,900	302,800	41.3		
北川村	39	38	1	39	2	0	0	272,800	272,800	273,100	36.8		
馬路村	39	39	0	39	0	0	0	307,900	307,900	303,400	40.3		
芸西村	59	61	△ 2	55	0	4	0	280,800	278,700	278,400	38.0		
本山町	169	171	△ 2	169	2	0	0	328,000	328,000	326,300	41.5		
大豊町	99	96	3	99	9	0	0	317,000	317,000	324,900	45.7		
土佐町	84	86	△ 2	84	3	0	0	336,000	336,000	334,300	43.9		
大川村	20	21	△ 1	20	1	0	0	268,500	268,500	279,000	38.8		
いの町	489	495	△ 6	476	44	13	0	307,300	307,200	312,000	42.1		
仁淀川町	163	171	△ 8	163	5	0	0	319,500	319,500	318,800	42.8		
中土佐町	140	141	△ 1	140	9	0	0	325,300	325,300	314,800	41.6		
佐川町	225	230	△ 5	225	17	0	0	297,900	297,900	317,300	44.9		
越知町	106	107	△ 1	102	12	4	0	319,400	319,600	327,200	42.7		
橋原町	102	104	△ 2	91	0	7	4	301,900	301,600	291,100	41.0		
日高村	61	65	△ 4	61	0	0	0	329,700	329,700	330,600	44.2		
津野町	109	106	3	100	0	9	0	317,600	318,600	318,800	44.8		
四万十町	327	332	△ 5	324	7	3	0	317,700	317,500	315,700	42.8		
大月町	164	165	△ 1	164	31	0	0	323,800	323,800	331,100	45.9		
三原村	44	44	0	44	3	0	0	306,000	306,000	315,800	43.8		
黒潮町	214	218	△ 4	214	23	0	0	332,400	332,400	332,200	43.5		
町村計	2,859	2,897	△ 38	2,805	182	50	4	313,941	314,129	315,594	42.7		
県計	9,445	9,603	△ 158	9,253	924	167	25	317,604	317,017	320,963	42.7		

※臨時職員とは、勤務時間が他の一般職員と同様に定められている職員で、勤務した日が18日以上ある月が12月（1年）を超える職員です。

※平均年齢は10進法で算出しています。

(2) ラスパイレス指数の状況

市町村間の給与水準を比較する主な方法として、ラスパイレス指数が使われています。

平成22年4月1日現在において、県内市町村の平均は96.2で、平成16年以降、すべての市町村で100を下回っています。

このことは、各市町村において給与の適正化に向けた取り組みや財政難による給与削減措置が行われてきた結果で、市・町村の平均値はいずれも全国平均を下回っています。

なお、平成22年の指数が、市において平成21年の数値を下回っているのは、給与削減措置を実施している団体が削減措置の内容を変更したことによる影響、町村において平成21年の数値を上回っているのは、給与削減措置を実施していた団体が削減措置を廃止したことによる影響が考えられます。

※「ラスパイレス方式」とは……

職種、学歴、経験年数などによる職員構成の給与上の差を考慮して、給与水準の高低を見る方式です。

今回、国を基準とした場合の指数で比較していますので、国と同じ水準であれば100で、国より高い場合は100を超え、低ければ100未満となります。

小規模な市町村の給与水準については、その組織規模も小さく、国のように部長や局長といった役職がないことから、国に準じた給与制度、運用を行ったとしても、ラスパイレス指数は100を下回ることとなります。

給与水準について（ラスパイレス指数）

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	対前年比
高知市	93.8	95.6	97.9	98.5	99.3	96.9	△ 2.4
室戸市	91.0	91.6	95.5	91.6	91.1	95.1	4.0
安芸市	89.9	92.0	91.8	92.6	93.2	93.1	△ 0.1
南国市	91.8	93.1	96.4	97.2	98.4	98.0	△ 0.4
土佐市	93.5	96.5	97.4	96.4	97.0	97.3	0.3
須崎市	92.7	93.9	96.3	97.2	98.4	98.3	△ 0.1
宿毛市	96.7	94.3	93.2	93.6	97.6	97.9	0.3
土佐清水市	95.4	95.9	96.9	97.1	96.9	97.0	0.1
四万十市	—	94.5	94.9	92.4	97.7	98.6	0.9
香南市	—	96.9	98.2	98.2	98.9	99.1	0.2
香美市	—	94.0	93.9	93.5	94.3	95.1	0.8
市計	93.5	95.0	96.6	96.7	97.8	97.1	△ 0.7
東洋町	87.7	88.1	90.1	91.3	93.7	93.5	△ 0.2
奈半利町	86.4	85.4	90.0	89.3	90.9	93.9	3.0
田野町	89.8	88.8	91.7	91.4	90.9	94.2	3.3
安田町	86.9	85.9	88.1	91.1	91.9	93.6	1.7
北川村	86.8	94.1	92.3	90.8	94.8	93.9	△ 0.9
馬路村	92.8	96.4	96.9	96.3	97.6	96.2	△ 1.4
芸西村	93.4	93.5	93.9	93.7	94.9	96.0	1.1
本山町	88.7	87.1	88.1	92.2	93.5	99.1	5.6
大豊町	85.5	85.8	86.0	87.8	91.2	90.6	△ 0.6
土佐町	90.8	90.8	96.6	91.6	91.8	97.1	5.3
大川村	88.0	88.9	88.4	88.9	91.8	92.6	0.8
いの町	92.4	92.2	92.7	94.5	95.4	95.5	0.1
仁淀川町	—	91.0	91.1	91.9	94.0	94.9	0.9
中土佐町	—	94.0	94.6	96.7	95.9	96.7	0.8
佐川町	89.2	89.0	89.2	89.7	89.2	90.4	1.2
越知町	94.2	93.6	95.4	96.3	95.4	95.6	0.2
橋原町	91.4	87.4	89.7	91.8	90.6	91.1	0.5
日高村	93.1	95.6	97.6	95.4	96.1	95.5	△ 0.6
津野町	88.4	86.7	86.0	88.4	89.0	90.6	1.6
四万十町	—	93.4	92.7	92.5	93.1	93.7	0.6
大月町	86.3	86.5	86.8	88.3	89.1	92.6	3.5
三原村	91.4	90.6	90.5	90.1	92.3	93.0	0.7
黒潮町	—	96.0	92.8	96.1	97.1	96.2	△ 0.9
町村計	91.2	91.4	91.9	92.5	93.4	94.4	1.0
県計	92.5	93.8	95.0	95.3	96.4	96.2	△ 0.2
全国市計	97.6	97.4	97.9	98.3	98.4	98.8	0.4
全国町村計	93.7	93.5	93.9	94.2	94.6	95.1	0.5

※四万十市・香南市・香美市・仁淀川町・中土佐町・四万十町・黒潮町はH17年度中に合併した団体のためH17年度のデータはありません。

市計・町村計・県計のH17～19指数は旧団体も含めた加重平均値になっています。

4 給料表について(一般行政職の場合)

(1) 国の給料表に準じた給料表の設定

市町村職員の給料表は、条例で定められており、職務の内容と責任の度合いに応じた数個の級が設けられています。

給料表の設定にあたっては、国の給料表が民間給与との均衡を図って設定されていることから、原則として国の給料表を適用することが望ましいとされています。さらに、地域の民間給与の水準も考慮する必要があります。

なお、国では、H18.4.1から、地域民間給与の適正な反映、年功的な給与上昇の抑制と職務・職責に応じた俸給構造への転換及び勤務実績の給与への反映を柱とした給与構造の改革(11級制→10級制)が行われました。

(2) 給料表の設定状況

平成18年度中に県内の全ての市町村において、国の制度に準じる形で、給与構造の見直しが行われました。

市町村の給料表の級数は、高知市が8級、その他の市町村については、6級まで設定されています。

給料表について(一般行政職の場合)

(H22.4.1現在)

区 分	級数			給料表の構造		給料表の水準	
	6級	7級	8級	国と同じ	国と異なる	県人勸と同じ	国と同じ
高知市			○	○			○
室戸市	○			○		○	
安芸市	○			○		○	
南国市	○			○		○	
土佐市	○			○			○
須崎市	○			○			○
宿毛市	○			○			○
土佐清水市	○			○			○
四万十市	○			○		○	
香南市	○			○		○	
香美市	○			○			○
市 計	10	0	1	11	0	5	6
東洋町	○			○		○	
奈半利町	○			○		○	
田野町	○			○		○	
安田町	○			○		○	
北川村	○			○		○	
馬路村	○			○		○	
芸西村	○			○		○	
本山町	○			○		○	
大豊町	○			○			○
土佐町	○			○		○	
大川村	○			○		○	
いの町	○			○			○
仁淀川町	○			○			○
中土佐町	○			○		○	
佐川町	○			○		○	
越知町	○			○		○	
橋原町	○			○			○
日高村	○			○			○
津野町	○			○		○	
四万十町	○			○		○	
大月町	○			○			○
三原村	○			○			○
黒潮町	○			○			○
町 村 計	23	0	0	23	0	15	8
市町村計	33	0	1	34	0	20	14

5 昇格、昇給基準等について

職員の初任給や昇格、昇給については、条例に基本的な考え方や基準が定められており、規則でさらに詳細で具体的な基準が定められています。

(1) 級別職務分類表について

級別職務分類表とは、「職務給の原則」に基づき、職務の内容と責任の度合に応じて給料表の各級の職務区分を定めたもので、個々の職員の給料の級を決定するための根本となるものです。

例えば、給料表が1級～6級までの6級制であるとする、6級は課長の職務、5級は課長補佐の職務、4級は係長の職務など具体的な職名を定めて職員の給料表の級を決定することになります。

県内全ての市町村で、条例又は規則により級別職務分類表または級別標準職務表が制定されていますが、例えば「課長補佐及びこれに相当する職務」のようにしているものは、「職務給の原則」をより明確にさせるためにも、具体的な職名で定めるべきです。

(2) 「わたり」について

給与決定にあたっては、各市町村の条例・規則で定められている級別職務分類表に基づき、それぞれの役職に応じて職務の級が決定されています。

「わたり」とは、給与決定にあたり、その職務に対応する級よりも上位の級に格付け、給与を支給することをいいます。

「わたり」には、級別職務分類表に定められている職務よりも運用により上位の級に格付けを行い、形式的にも条例・規則に反した取扱いを行うもの（形式わたり）のほか、実質的に「わたり」と同一の結果となる級別職務分類表を定めているもの（実質わたり）があります。「わたり」は、職務給の原則に反することになりますので、是正が必要です。

(例) 形式わたり：級別職務分類表において、係長を4級と格付けているにもかかわらず、級別職務分類表を越えて、運用により係長を5級に格付けている

実質わたり：級別職務分類表において、係長を5級に格付けている
(国(本省)の場合、5～6級は課長補佐級)

県内の市町村において、「形式わたり」のある団体はありませんが、6市町において「実質わたり」があり、級別職務分類表において一部の職務を本来対応すべき級よりも上位の級に格付けをしています。

級別の職員構成については、職務給の原則に則り職務実態に応じたものにする必要があります。

(「実質わたり」のある市町村)

安芸市・四万十市・香南市・香美市・中土佐町・黒潮町

(H21年度公表以降の適正化の状況)

日高村及び四万十町が、H22.4.1から「わたり」の廃止を行いました。

※国(本省)においては、課長補佐の職務に対応する級を5～6級、係長の職務に対応する級を3～4級としています。県内各市町村における国の4級相当以上の職員の構成は右表のとおりですが、効率的な行政運営のために上位級の比率が過大にならないように計画的に管理していくことが求められます。

一般行政職給料表級別職員数

(H22. 4. 1現在)

区 分	一般行政職 職員数 (A)	左のうち実質的な国4級相当以上						計 (B)	構成比 (B/A)
		4級相当	5級相当	6級相当	7級相当	8級相当	9級相当		
	人	人	人	人	人	人		%	
高知市	1,341	303	327	82	33	12	757	56.5	
室戸市	131	22	25	15			62	47.3	
安芸市	126	42	19	17			78	61.9	
南国市	194	80	19	19			118	60.8	
土佐市	147	20	36	22			78	53.1	
須崎市	176	78	21	14			113	64.2	
宿毛市	155	48	35	20			103	66.5	
土佐清水市	142	59	24	19			102	71.8	
四万十市	253	59	75	31			165	65.2	
香南市	226	41	105	28			174	77.0	
香美市	230	38	34	28			100	43.5	
市 計	3,121	790	720	295	33	12	1,850	59.3	
東洋町	35	8	5	5			18	51.4	
奈半利町	37	8	8	8			24	64.9	
田野町	27	1	5	1			7	25.9	
安田町	37	11	5	2			18	48.6	
北川村	30		5	3			8	26.7	
馬路村	28	8	2	5			15	53.6	
芸西村	44	7	5	5			17	38.6	
本山町	69	25	13	10			48	69.6	
大豊町	74	13	11	7			31	41.9	
土佐町	57	21	14	7			42	73.7	
大川村	15		4	3			7	46.7	
いの町	171	33	20	23			76	44.4	
仁淀川町	120	44	14	15			73	60.8	
中土佐町	91	27	14	11			52	57.1	
佐川町	82	12	11	10			33	40.2	
越知町	63	13	15	7			35	55.6	
橋原町	47	7	6	3			16	34.0	
日高村	52	19	9	7			35	67.3	
津野町	70	16	10	10			36	51.4	
四万十町	208	45	42	23			110	52.9	
大月町	61	18	8	11			37	60.7	
三原村	31	14	4	2			20	64.5	
黒潮町	124	9	49	12			70	56.5	
町村計	1,573	359	279	190	0	0	828	52.6	
計	4,694	1,149	999	485	33	12	2,678	57.1	
【参考】 高知県	3,724	1,397	348	221	43	12	2,043	54.9	

6 初任給の状況（一般行政職について）

(1) 初任給について

初任給は、県内の34市町村全てが、国と概ね同一（大学卒 172,200円、高校卒 140,100円）又は下回る基準となっています。

ただし、民間企業などで勤務実績のある場合には、その経験年数により、初任給は異なります。

(2) 初任給の調整方法

初任給の給料月額を決定する際に、採用前の民間企業などでの経験年数を反映させるための調整方法で、国では、経験年数のうち5年までを12月で、5年を超える年数は18月で除した数を号給に加えます。

現在国を上回る調整を行っている市町村はありません。

7 技能労務職給料表について

国では、守衛、用務員、自動車運転手等の単純な労務に雇用される職員（技能労務職員）については、その職務に応じた給与の支給を行うという観点から、一般の事務等を行う職員（行政職）に対する給料表（行政職俸給表（一）とは別に、行政職俸給表（二）という給料表）を定め、これにより給与を支給しています。

市町村において技能労務職員の従事する職種は、一般的に国の行政職俸給表（二）の対象職種と同じ職種に属する者が多く、また、その職種内容も国家公務員と類似していることから、行政職俸給表（二）を基準とした給料表を用いることが適当と考えられています。

県内では、技能労務職員は合計で924人（H22.4.1現在）となっています。

県内の市町村においては、H22.4.1現在で、行政職給料表とは別に技能労務職給料表を定めているのは、5市17町村となっています。そのうち、国の行政職俸給表（二）に準じた給料表を定めているのは、1市9町村となっています。

県内の技能労務職員の給与を国の行政職俸給表（二）を適用されている職員とラスパイレス指数（H22.4.1現在）を試算し比較してみると、県全体で118.1（市121.7、町村 111.4）となっており国の給料水準を大幅に上回っています。

さらに、一般に地域の民間の同種の職種に従事する人と給料水準を比較したときの均衡についても留意する必要があると考えられます。

(H21年度公表以降の適正化の状況)

高知市は、新規採用職員に行政職俸給表（二）に準じた給料表を新たに適用し、奈半利町は、行政職俸給表（二）に準じた給料表に見直しました。（H22.4.1～）

また、総務省から、「技能労務職員等の給与等の総合的な点検の実施について」
 (平成19年7月6日付け総行給第61号、総財公第97号)において、技能労務職員
 等の給与等について、平成19年度中に取組方針を策定し、公表することを要請さ
 れていましたが、平成22年3月31日時点における策定状況は、下記のとおりです。

市町村における技能労務職員等の給与等の取組方針策定状況

H22.3.31現在 市町村数	技能労務職員		H22.3.31現在 策定済(B)	H22.3.31現在 策定率B/A
	いる(A)	いない		
市町村	市町村	町村	市町村	%
34	28	6	27	96.4

技能労務職給料表の状況

(H22.4.1現在)

市町村名	技能 労務職 職員数 (単位:人)	給料表の構造				最高到達級				【参考】 ラスパイレ ス指数	取組方針 策定状況 (22.3.31)	備 考
		国公行(二) 準 拠	独自	国公行(一) 準 拠	無 (行政職 給料表 適用)	3 級	4 級	5 級	6 級			
高知市	402	◎			○			○		120.5	○	新規採用職員は国公行(二)(22.4~)
室戸市	7			○		○				122.5	○	
安芸市	30				○		○			123.7	○	
南国市	41			○			○			128.5	○	
土佐市	53				○			○		113.1	○	
須崎市	26				○		○			125.1	○	
宿毛市	44				○			○		122.4	○	
土佐清水市	45				○		○			118.4	○	
四万十市	59				○			○		126.6	○	
香南市	17			○				○		118.7	○	
香美市	18			○		○				115.5	○	
市 計	742	1	0	4	7	2	4	5	0	121.7	11	
東洋町	4			○			○			112.2	○	
奈半利町	6	◎←	(○)				○			112.0	○	
田野町	0									—		
安田町	4	○				○				105.3	○	
北川村	2	○				○				*	○	
馬路村	0									—		
芸西村	0									—		
本山町	2			○			○			*	○	
大豊町	9		○			○				109.6	○	
土佐町	3		○				○			120.9	○	
大川村	1		○			○				*	○	
いの町	44	○		○			○	○		102.3	○	病院事業は国公行(二)
仁淀川町	5	○						○		97.3	○	
中土佐町	9	○						○		121.9	○	
佐川町	17				○	○				101.2	○	
越知町	12		○			○				97.4	○	
檜原町	0	○					○			—		
日高村	0				○			○		—		
津野町	0		○				○			—		
四万十町	7		○				○			129.2	○	
大月町	31	○						○		118.6		
三原村	3	○				○				74.9	○	
黒潮町	23				○			○		121.7	○	
町 村 計	182	9	6	3	3	7	8	6	0	111.4	16	
県 計	924	10	6	7	10	9	12	11	0	118.1	27	

◎H22年度適正化団体

(注) 職員数が1名及び2名の場合は、個人情報保護の観点からラスパイレ指数の欄は「*」としています。
(その他数値のない団体については「—」としています。)

8 諸手当について

市町村職員の各種手当については、地方自治法第204条により種類が定められており、額・支給方法については、条例で定めなければならないとされています。

市町村で支給されている手当には、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当、退職手当などがあります。

(1) 住居手当

一定額を超える家賃を支払っている職員に支給される手当で、三原村を除く33市町村が制度を設けています。

国においては、平成21年人事院勧告により、自宅（持ち家）に係る手当（取得後5年間）をH21.12.1から廃止しており、H22.4.1において33市町村すべてが自宅に係る手当を廃止しています。

(2) 通勤手当

交通機関等を利用して通勤する職員に支給される手当で、実際の運賃等の負担に応じた額が支給されます。

県内では、全市町村が制度を設けていますが、自家用車使用者に対し、使用距離区分や支給額において、国と異なる取扱いがなされている団体も見受けられます。

(3) 夜間勤務手当

正規の勤務時間として深夜（午後10時から翌日午前5時までの間）に勤務した職員に支給される手当で、一定の支給割合（国の支給割合は25/100）を乗じて支給されます。

全市町村に制度がありますが、梶原町が国と異なる内容となっており、看護師に一律の額で支給しています。

(4) 期末・勤勉手当

民間における賞与等（いわゆるボーナス）の特別給に相当する手当として1年を2回に分け職員に支給される手当です。期末手当は、給料月額等（支給基礎額）に定めた支給割合を乗じて得た額が支給されます。また、勤勉手当は、給料月額等にその職員の勤務成績に応じて決められる割合（成績率）を乗じて得た額が支給されます。

期末手当：給料月額等 × 支給割合 × 在職期間別割合

勤勉手当：給料月額等 × 期間率 × 成績率

勤勉手当については、県内の多くの市町村で、成績率が勤務成績と関係なく一律に決定されていますが、一定の期間に成果をあげた職員に対して、高い成績率で支給するなど制度の趣旨に則った運用が求められます。

平成22年6月期の勤勉手当について、勤務成績に応じた成績率を適用している団体は10団体、勤務成績によらず、一律に支給率を適用している団体は24団体となっています。

（勤務成績に応じた成績率を適用）

高知市・東洋町・田野町・安田町・大豊町・いの町・中土佐町・佐川町・梶原町・黒潮町

(H21年度公表以降の適正化の状況)

安田町及び中土佐町が平成22年6月期から勤勉手当について勤務成績に応じた成績率を適用しています。

(5) 特殊勤務手当

著しく危険な勤務や特殊な勤務など、その勤務の特殊性に応じて支給される手当で、勤務の種類により月、日、時間又は回数を単位として定額で支給されます。

県内では、6市町村（須崎市・奈半利町・北川村・中土佐町・越知町・津野町）を除く28市町村で制度が設けられています。手当の種類は市町村により異なりますが、国にない手当を設けている市町村が10市10町村あります。

国では、従来から制度本来の趣旨にあわない特殊勤務手当について、内容の見直し及び適正化を行うよう、地方公共団体に助言してきました。平成15年度においては、都道府県及び政令指定都市の特殊勤務手当の支給状況の特別調査を実施し、その結果、次の3つの視点から、必要性や妥当性について検討が必要な手当の状況が公表されました。（この中には、本来給料の調整額で対応するものを、月額の特務手当で措置しているものもあり、必ずしも適切でないとはいえない手当もあります）

① 国家公務員においては設けられていない特殊勤務手当

地方公共団体固有の業務に基づくものなどがあり、国にない手当であることをもって、直ちに妥当でないというものではないが、時代の変化を踏まえ、必要性及び妥当性を改めて検証する必要があるもの

② 他の手当又は給料で措置される勤務内容に対して重複の観点から検討を要すると思われる特殊勤務手当

③ 月額支給等となっている特殊勤務手当

対象となる業務に従事した場合ごとに日額や件数当たりで支給されることが適当であり、月額となっている支給方法の妥当性の検討が必要であるもの

また、平成17年6月には、参議院から会計検査院に対し、職員に対する特殊勤務手当等の状況について、総務省、都道府県、市町村を対象とした会計検査の実施と、その結果の報告の要請があり、18年10月に会計検査院長から参議院議長に対しその結果が報告されるとともに、会計検査院から調査結果が公表されています。

(参考)

会計検査院ホームページ <http://www.jbaudit.go.jp/>

県内市町村の特殊勤務手当について、会計検査院の報告資料を参考に、上記の3つの視点から分類したものが17ページからの表となっています。特殊勤務手当は、それぞれの団体の地域性、職務上の事情も考慮されて支給されなければならない、市町村には住民に対してその必要性や妥当性の説明責任が求められます。そうしたことから、他団体との比較検討ができる資料としています。

なお、この表は記載されている手当が全て不適正である、とした資料ではありません。例えば、医師手当については、「②他の手当、給料との重複の観点」

の欄へ分類をしていますが、「その地域の医療体制や地域性から考えて医師確保のためには必要である」という判断が住民の理解のもと、当該市町村でされており、不適正な手当とはいえないと考えられる場合もあります。

また、同じ考え方から、下の表の支給額についても、一般に病院を設置している団体（土佐市・四万十市・本山町・いの町・佐川町・梶原町）は、医師等医療従事者に対して特殊勤務手当を支給していることから、他の同規模の団体と比較して高額になる傾向があります。

（H21年度公表以降の適正化の状況）

津野町が、H22.4.1から手当の廃止を行いました。

特殊勤務手当の状況

（H22.4.1現在）

団体名	4月支給 職員割合	4月支給額 (単位：百円)	17.4.1現在				22.4.1現在				削減率
			a	b	c	計	a	b	c	計	
高知市	30.3	80,544	10	3	21	34	7	2	16	25	▲ 26.5
室戸市	0.0	0	3	1	6	10	2		3	5	▲ 50.0
安芸市	12.6	2,240	3		4	7	3		4	7	0.0
南国市	9.6	5,248	5	2	9	16	2		5	7	▲ 56.3
土佐市	49.1	128,500	4	2	9	15	4	2	9	15	0.0
須崎市	-	-	1	1	1	3				0	▲ 100.0
宿毛市	2.6	856	1	2	3	6	1	2	3	6	0.0
土佐清水市	0.0	0	1	1	10	12	1		7	8	▲ 33.3
四万十市	13.8	58,100	5	4	25	34	5		9	14	▲ 58.8
香南市	11.0	4,136	5	1	10	16	1		7	8	▲ 50.0
香美市	16.9	5,040	4	2	6	12	1	3	3	7	▲ 41.7
東洋町	0.0	0				0			2	2	0.0
奈半利町	-	-		1	2	3				0	▲ 100.0
田野町	0.0	0	1			1	1			1	0.0
安田町	0.0	0	3	1	2	6	3	1		4	▲ 33.3
北川村	-	-			1	1				0	▲ 100.0
馬路村	2.6	1,000				0			2	2	-
芸西村	0.0	0	1	1	2	4	1	1		2	▲ 50.0
本山町	42.6	4,536	5	1	7	13	5	1	7	13	0.0
大豊町	0.0	0	1	1	2	4	1	1		2	▲ 50.0
土佐町	0.0	0	1			1	1			1	0.0
大川村	0.0	0	1		1	2	1			1	▲ 50.0
いの町	20.4	69,300	6	1	9	16	5		4	9	▲ 43.8
仁淀川町	5.5	2,268	4	5	5	14	2		3	5	▲ 64.3
中土佐町	-	-	1	1		2				0	▲ 100.0
佐川町	8.9	28,680	4		4	8	5		4	9	0.0
越知町	-	-				0				0	-
梶原町	3.9	268	1		2	3	1		2	3	0.0
日高村	0.0	0	1			1	1			1	0.0
津野町	-	-			1	1				0	▲ 100.0
四万十町	4.0	4,381	4	5	6	15	1	1	1	3	▲ 80.0
大月町	25.0	4,633	1	2	4	7	1	1		2	▲ 71.4
三原村	0.0	0	1	1	5	7	1	1	3	5	▲ 28.6
黒潮町	7.9	867	4	3	3	10	2	3	2	7	▲ 30.0
市計	21.0	284,664	42	19	104	165	27	9	66	102	▲ 38.2
町村計	9.7	115,933	40	23	56	119	32	10	30	72	▲ 39.5
県計	17.5	400,597	82	42	160	284	59	19	96	174	▲ 38.7

※特殊勤務手当の分類は次のとおりです。

- a 国が特殊勤務手当で措置している勤務と同様の勤務に対して設けられている手当
- b a以外でその勤務に対して国が何らかの措置をしている勤務と同様の勤務に対して設けている手当（国の措置の例：俸給表、俸給の調整額等）
- c a及びb以外の手当

※四万十市、香南市、香美市、仁淀川町、四万十町、黒潮町のH17.4.1現在の数値は、合併前の団体の数値を合計したものです。

※網掛け部分は、H21年度公表から変更のあった項目です。

市町村における検討を要すると思われる特殊勤務手当の内訳

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
高知市	福祉業務手当 危険手当 労務手当(じん芥の収集作業に従事したとき) 労務手当(清掃作業に従事したとき) 労務手当(施設の各種機器の保全作業に従事したとき) 労務手当(雨水樹掃除作業、下水管汚土搬出作業又は配水管接続作業に従事したとき) 労務手当(斎場の運營業務に従事したとき) 労務手当(施設の養護員の業務に従事したとき) 労務手当(卸売市場の取引指導の業務に従事したとき) 消防業務手当 行旅病人処理手当 教員特殊業務手当 教育連絡指導手当 企業手当(水道業務に従事する職員) 非常緊急呼出手当 停水業務手当	企業手当(水道業務に従事する職員)	企業手当(水道業務に従事する職員)
計	16手当	1手当	1手当
室戸市	行路病人・死亡人取扱手当 消防手当 救急出動手当		
計	3手当		
安芸市	行路病人・死亡人取扱手当 犬・猫死体処理手当 消防業務手当 高度救急手当		消防業務手当 高度救急手当
計	4手当		2手当
南国市	行路病人・死亡人取扱手当 じん芥処理手当 犬・猫死体処理手当 救急出動手当 災害出動手当		
計	5手当		
土佐市	塵芥処理手当 犬・猫死体処理手当 救急救命業務手当 消防高度業務手当 医師手当 救急出動手当 拘束手当 水道危険手当 水道使用料収納手当	医師手当	塵芥処理手当 救急救命業務手当 消防高度業務手当 医師手当 水道危険手当 水道使用料収納手当
計	9手当	1手当	6手当
須崎市	—	—	—
宿毛市	犬・猫死体処理及び保護手当 行路病人・死亡人処理手当 へき地診療所に勤務する医師に対する特殊勤務手当	へき地診療所に勤務する医師に対する特殊勤務手当	へき地診療所に勤務する医師に対する特殊勤務手当
計	3手当	1手当	1手当

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
土佐清水市	行旅病死人処理手当 労務手当 小動物死体処理従事手当 夜間特殊業務手当 火災出動手当 救急出動手当 潜水手当	夜間特殊業務手当	
計	7手当	1手当	
四万十市	行旅死亡人等取扱従事手当 小動物死体処理手当 と畜業務従事手当 医師手当(市民病院) 学位手当 研究手当 緊急出務手当 拘束手当 医師手当(診療所)	医師手当(市民病院) 研究手当 医師手当(診療所)	と畜業務従事手当 医師手当(市民病院) 学位手当 研究手当 医師手当(診療所)
計	9手当	3手当	5手当
香南市	動物死体処理作業手当 行旅病人、死人取扱手当 非常緊急呼出手当 消防業務手当 夜間業務手当 救命士手当 救急出動手当	夜間業務手当	消防業務手当 救命士手当
計	7手当	1手当	2手当
香美市	小動物の死体処理手当 福祉事務手当 救急救命士手当		福祉事務手当 救急救命士手当
計	3手当		2手当
東洋町	犬猫等死体処理手当 スズメ蜂駆除作業手当		
計	2手当		
奈半利町	—	—	—
田野町	—	—	—
安田町	—	—	—
北川村	—	—	—
馬路村	管理手当 研究手当	管理手当 研究手当	管理手当 研究手当
計	2手当	2手当	2手当
芸西村	—	—	—
本山町	行路病人救助作業手当 専門技術手当 危険手当 職務手当 救急出動手当 特別出動手当 拘束手当	危険手当 職務手当	専門技術手当 危険手当 職務手当
計	7手当	2手当	3手当
大豊町	—	—	—
土佐町	—	—	—
大川村	—	—	—

団体名	①国家公務員に設けられていない	②他の手当、給料との重複の観点	③月額支給等
いの町	中学校寄宿舎勤務手当 職務手当 医師手当 死亡犬死亡猫処理手当	職務手当 医師手当	職務手当 医師手当
計	4手当	2手当	2手当
仁淀川町	理学療法作業手当 特別研修手当 施設管理手当	理学療法作業手当 特別研修手当 施設管理手当	理学療法作業手当 特別研修手当 施設管理手当
計	3手当	3手当	3手当
中土佐町	—	—	—
佐川町	検査業務手当 早出手当 医師手当 拘束手当	早出手当 医師手当	医師手当
計	4手当	2手当	1手当
越知町	—	—	—
梶原町	管理手当 研究研修手当	管理手当 研究研修手当	管理手当 研究研修手当
計	2手当	2手当	2手当
日高村	—	—	—
津野町	—	—	—
四万十町	医療業務手当	医療業務手当	医療業務手当
計	1手当	1手当	1手当
大月町	—	—	—
三原村	福祉業務手当 調査研究手当 時間外受往診手当	調査研究手当	調査研究手当
計	3手当	1手当	1手当
黒潮町	改葬作業手当 地籍調査手当		
計	2手当		
合計	96手当 (10市10町村)	23手当 (6市8町村)	34手当 (7市8町村)

(注) 区分は会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書「地方財政の状況に関する会計検査の結果について」(平成18年10月)を参考にしました。

(6) 退職手当

退職手当は、長期勤続者に対する勤続報償という観点から設けられた制度で、県内全市町村で制度が設けられています。

これまで、手当の額は、その職員の退職日における給料月額に、その退職事由(自己都合、勸奨、定年)及びその勤続期間に応じて算出した月数を乗じて算出されてきました。

しかし、この制度は結果的に年功を過度に重視することとなるという考えから、調整額として勤続年数に中立的な形で貢献度を勘案する部分がH18.4.1から創設されました。

県内では、平成18年度中に全ての市町村において、国に準じた制度を取り入れています。

II 勤務時間・休暇等の状況

1 勤務時間・休暇等について

地方公務員の勤務条件の内容は、労働基準法、地公法等地方公務員に適用される労働関係法令の定め反しないように配慮しながら、国の制度に準じてそれぞれの市町村で条例や規則で定めることとなっています。

(1) 勤務時間

国においては、H21. 4. 1から週38時間45分の勤務時間となっています。県内の市町村の勤務時間は、梶原町と大月町の2町では週40時間で、その他の32市町村では週38時間45分となっています。

(前年度の状況・・・4団体が週38時間45分)

(2) 特別休暇

災害その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合の休暇です。

県内では国には設けられていない特別休暇（リフレッシュ・永年勤続休暇など）がある市町村があります。

一方、国に制度がある特別休暇でも、市町村によっては制度を導入していないものもあります。

また、国に制度がある特別休暇のうち、国の制度における付与日数より多い日数を設定しているものもあります。

なお、国に制度がない特別休暇の中には、国においては病気休暇や職務専念義務の免除が認められているものもあります。

(3) 病気休暇

職員が、負傷又は疾病のため療養する必要があるため、勤務しないことがやむをえないと認められる場合の休暇です。

国では、休暇の期間については、療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限度の期間とされ、私傷病による休暇の場合には、90日まで給与が満額支給されることとなっています。

県内では、国と同様な取扱いの団体は5市19町村ありますが、給与の満額支給の上限が90日又は3月を上回る団体や特定の疾患等について90日又は3月を上回る特例のある団体が6市4町村あります。このことは、国家公務員や他の市町村との均衡を欠いていると考えられ、見直しが求められます。

(90日又は3月を上回る休暇期間を定めている市町村)

180日又は6月以内・・・土佐市・須崎市・四万十市（前年度：4団体）

150日又は5月以内（特定疾患等の特例あり）・・・香南市（前年度：1団体）

150日又は5月以内・・・土佐清水市・本山町・黒潮町（前年度：3団体）

120日又は4月以内・・・大月町（前年度：3団体）

90日又は3月以内（特定疾患等の特例あり）・・・高知市・日高村

（前年度：0団体）

(H21年度公表以降の適正化の状況)

高知市、土佐町、日高村が休暇期間を90日に見直しを行いました。

（高知市及び日高村は特定疾患等の特例あり）

特別休暇等の導入状況について

(H22.4.1現在)

市町村名	国の制度にはない特別休暇を導入(○)	国と同様な特別休暇を導入していない(●)											
	リフレッシュ・永年勤続休暇	骨髄提供者となる場合	ボランティア活動に参加する場合	結婚する場合	職員の出産(産前)	産後の場合	保育時間の場合	妻が出産する場合	育児参加をする場合	子の看護をする場合	親族が死亡した場合	父母を追悼する場合	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合
高知市	○												
室戸市													
安芸市	○		●						●				
南国市	○												
土佐市	○												
須崎市									●				
宿毛市													
土佐清水市	○								●				
四万十市									●				
香南市													
香美市													
市計	5	0	1	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
東洋町	○												
奈半利町													
田野町													
安田町													
北川村													
馬路村													
芸西村													
本山町	○												
大豊町													
土佐町	○												
大川村													
いの町	○												
仁淀川町													
中土佐町			●										
佐川町													
越知町													
橋原町													
日高村	○												
津野町													
四万十町	○												
大月町													
三原村			●										
黒潮町													
町村計	6	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村計	11	0	3	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0
(参考)													
高知県	○												

※前年度からの変更はありません。

結婚休暇及び夏季休暇の付与日数について

(H22.4.1現在)

	結婚休暇				夏季休暇			
	5日 【国と同じ】	6日	7日	10日	3日 【国と同じ】	5日	6日	7日
高知市			○			○		
室戸市			○			○		
安芸市			○			○		
南国市				○		○		
土佐市			○			○		
須崎市			○			○		
宿毛市	○					○		
土佐清水市			○		○			
四万十市			○			○		
香南市	○				○			
香美市			○		○			
市 計	2	0	8	1	3	8	0	0
東洋町			○				○	
奈半利町	○				○			
田野町	○				○			
安田町	○				○			
北川村	○					○		
馬路村			○		○			
芸西村	○				○			
本山町			○		○			
大豊町	○				○			
土佐町	◎ ← (○)				○			
大川村	○				○			
いの町			○			○		
仁淀川町	○				○			
中土佐町	○				○			
佐川町			○			○		
越知町	○					○		
禰原町	○				○			
日高村			○			○		
津野町	○				○			
四万十町			○		○			
大月町			○		○			
三原村			○		○			
黒潮町			○			○		
町村計	13	0	10	0	16	6	1	0
市町村計	15	0	18	1	19	14	1	0
(参考)								
高知県			○			○		

◎ H22.4.1適正化団体

病気休暇について

(H22.4.1現在)

	90日以内 又は3月以 内	120日以 内又は4月 以内	150日以 内又は5月以 内	180日以 内又は6月 以内	特定疾患等に 関する特例
高知市	◎ ←			(○)	○
室戸市	○				
安芸市	○				
南国市	○				
土佐市				○	
須崎市				○	
宿毛市	○				
土佐清水市			○		
四万十市				○	
香南市			○		○
香美市	○				
市計	6	0	2	3	2
東洋町	○				
奈半利町	○				
田野町	○				
安田町	○				
北川村	○				
馬路村	○				
芸西村	○				
本山町			○		
大豊町	○				
土佐町	◎ ← (○)				
大川村	○				
いの町	○				
仁淀川町	○				
中土佐町	○				
佐川町	○				
越知町	○				
橋原町	○				
日高村	◎ ← (○)				○
津野町	○				
四万十町	○				
大月町		○			
三原村	○				
黒潮町			○		
町村計	20	1	2	0	1
市町村計	26	1	4	3	3
(参考)					
高知県	○				○

◎ H22.4.1適正化団体

(参考)

一部事務組合の職員数の状況

(H22.4.1現在)

一部事務組合	総職員数			職員区別			
	平成	平成	増減	一般職員		教育 公務員	臨時 職員
	22年	21年		うち技能 労務職員			
人	人	人	人	人	人	人	
香南香美衛生組合	6	6	0	6	3		
仁淀川下流衛生事務組合	8	8	0	8	6		
高吾北広域町村事務組合	228	237	△ 9	228	117		
香南斎場組合	3	3	0	3	1		
香南香美老人ホーム組合	81	81	0	81	47		
日高村佐川町学校組合	4	4	0	4	3		
高知県競馬組合	10	12	△ 2	10	1		
香南清掃組合	12	12	0	11	10		1
幡多広域市町村圏事務組合	9	9	0	9	4		
高幡消防組合	128	126	2	128			
幡多中央環境施設組合	2	3	△ 1	2	1		
津野山養護老人ホーム組合	29	29	0	29	12		
高陵特別養護老人ホーム組合	70	62	8	39	22		31
安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合	73	69	4	73	49		
津野山広域町村事務組合	2	2	0	2	2		
高幡東部清掃組合	14	13	1	14	11		
芸東衛生組合	9	10	△ 1	9			
仁淀消防組合	58	57	1	58			
幡多中央消防組合	76	75	1	76			
高幡西部特別養護老人ホーム組合	40	39	1	40	26		
仁淀川中央清掃事務組合	2	2	0	2			
幡多西部消防組合	56	55	1	56			
嶺北広域行政事務組合	95	96	△ 1	95	7		
安芸広域市町村圏事務組合	1	1	0	1			
高幡広域市町村圏事務組合	2	2	0	2			
仁淀川広域市町村圏事務組合	1	1	0	1			
高知県高知市病院企業団	781	772	9	781			
高知中央西部焼却処理事務組合	6	6	0	6	4		
高知県市町村総合事務組合	8	8	0	8			
中芸広域連合	42	44	△ 2	42	2		
一部事務組合 計	1,856	1,844	12	1,824	328	0	32

(注) 上記一部事務組合は、専任職員のある組合のみ掲載しています。